



PSE Newsletter

いつの間にか日が暮れるのが早くなり、今年もあと3ヶ月足らずとなりました。年末調整や確定申告の時期も近づいてきたこの時期、「ふるさと納税の改正」がニュース等で話題となっています。今回は『ふるさと納税』について情報提供させていただければと思います。



ふるさと納税とは、自分の生まれ故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度です。寄付をすると、地域の名産品などの御礼の品がいただけるほか、確定申告など一定の手続きをすることで、2,000円を超える部分は所得税の還付や住民税の控除が受けられます。実質2,000円で返礼品を受け取ることになるので、損をすることはまずありません。

●最近話題の「ふるさと納税の改正」とは？（2023年10月から）

改正は、大きく分けて【2つ】あります。

① 経費まで含めて5割のルールが**厳格化**されること！

- ・今まで … 返礼品は寄付額の3割以下、発送費用なども含めて5割以下
- ・10月以降 … その他の事務費用や受領証の発行費用といった経費も含めて5割以下

※ 今までよりも**返礼品の量が少なくなる**。

② 熟成肉やお米については**同一都道府県産のみ**返礼品対象とされること！

- ・今まで … 輸入肉を地元で熟成、他の都道府県のお米を地元で精米 → 返礼品OK
- ・10月以降 … 同一の都道府県内で作られたもののみ → 返礼品OK

※ 今までよりも**返礼品の種類が少なくなる**。

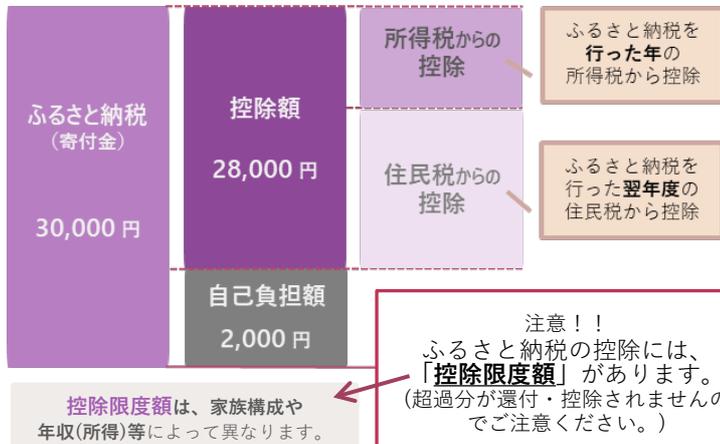
しかし！！

2,000円を超える部分についての所得税や住民税からの控除は変わりません。

【ふるさと納税のイメージ図】



【税金の控除】



ふるさと納税シミュレーション

【夫婦・子供2人の場合】



家族構成	妻(専業主婦) 子ども(8歳、6歳)
年収	700万円 (所得 520万円)

【ふるさと納税 なし】

項目	金額
所得金額	5,200,000
所得控除	2,000,000
差引所得	3,200,000
寄付金控除 (ふるさと納税)	0
課税所得金額	3,200,000
税額	222,500
復興特別税	4,673
所得税計	227,100
市県民税	320,000
合計税額	547,100

【ふるさと納税 あり】

項目	金額
所得金額	5,200,000
所得控除	2,000,000
差引所得	3,200,000
寄付金控除 (ふるさと納税)	28,000
課税所得金額	3,172,000
税額	219,700
復興特別税	4,614
所得税計	224,300
市県民税	294,800
合計税額	519,100

所得税：2,800円、市県民税：25,200円
合計：28,000円 税額が減額に

自己負担2,000円に対しての返礼品の「お得感！」が今までよりも少なくなることは否めませんが、不利益があるわけではないので、やらない！という選択肢はないかと思えます。名産品の買い物をして税金が安くなるわけなので、今年あと数か月の期間でやってみてはいかがでしょうか。

<参考> ふるさと納税サイト ・ 楽天ふるさと納税 <https://event.rakuten.co.jp/furusato/> ・ ふるなび <https://furunavi.jp/>